

都 市 整 備

高速道路建設促進（都市企画課）

各種期成会の活動を通し、高速道路の整備促進を要望するとともに、国、県、地元との連絡調整を行い事業の円滑な推進を図っている。

1. 鳥取道整備・沿線振興協議会

中国横断自動車道姫路鳥取線（佐用～鳥取間）の全線開通により、中国横断自動車道姫路鳥取線（佐用～鳥取間）建設促進期成同盟会の後継組織として平成25年5月22日に設立。同路線全線の整備について要望するとともに、沿線振興のため関係自治体と連携した取り組みを進めている。

事務局：鳥取市

会 員：沿線8市町村（鳥取市、美作市、佐用町、西粟倉村、岩美町、八頭町、若桜町、智頭町）

活 動：国土交通省、財務省をはじめとする関係各機関に対し、全線の早期4車線化や適正な維持管理を要望している。また、沿線振興を推進するため、各自治体と連携した周遊促進事業を検討している。

○全線概要

中国横断道路姫路鳥取線は、鳥取ICと作用JCTを結ぶ延長約62kmの道路で、供用開始年度は次のとおりである。

鳥取IC～河原IC	：平成22年3月28日開通	} 鳥取自動車道
河原IC～智頭IC	：平成21年3月14日開通	
智頭IC～智頭南IC	：平成20年3月30日開通	
智頭南IC～西粟倉IC	：平成9年4月16日開通	
西粟倉IC～大原IC	：平成25年3月23日開通	
大原IC～佐用JCT	：平成22年3月28日開通	

鳥取ICから佐用JCTの区間は無料で、鳥取自動車道全線開通時の鳥取～大阪間の所要時間は、未開通時より50分短縮され2時間30分となった。

2. 国道9号整備・山陰自動車道建設促進鳥取県期成会

国道9号整備・山陰自動車道建設促進鳥取県期成会の活動を通じて、鳥取～青谷間の整備促進を要望している。

事務局：鳥取市

会 員：沿線10市町村（鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、岩美町、湯梨浜町、北栄町、琴浦町、大山町、日吉津村）

活 動：全線の早期整備を国土交通省、財務省をはじめとする関係各機関に対し要望している。

○山陰自動車道概要

山陰自動車道は、鳥取県鳥取市を起点、山口県美祢市を終点とする延長約380kmの高速道路。鳥取・島根・山口3県の主要都市を東西に結び各地域間の交流・連携を強化するとともに、山陰地方の産業経済の発展や観光振興、沿線住民の生活を支える安心・安全な道路として早期の全線開通が望まれる。

山陰自動車道のうち鳥取～青谷間（鳥取西道路）19.3kmは、鳥取IC～吉岡温泉IC（仮称）間7km、吉岡温泉IC（仮称）～瑞穂ハーブIC（仮称）間5.9kmに引き続き、平成21年3月13日に瑞穂ハーブIC（仮称）～青谷IC（仮称）間6.4kmが事業化され、鳥取西道路（Ⅰ～Ⅲ期）の各区間で事業推進中。なお、

鳥取西道路Ⅰ期（鳥取IC～吉岡温泉IC（仮称）間）の鳥取IC～鳥取西IC間1.8kmは平成25年12月14日に開通。鳥取西道路Ⅱ期（吉岡温泉IC（仮称）～瑞穂ハーフIC（仮称）間）、Ⅲ期（瑞穂ハーフIC（仮称）～青谷IC間）は、平成29年度供用予定。

3. 鳥取豊岡宮津自動車道整備推進協議会

鳥取豊岡宮津自動車道整備推進協議会の活動を通じて同路線の整備促進を要望している。

事務局：鳥取市

会 員：沿線3市町（鳥取市、岩美町、新温泉町）

活 動：国土交通省、財務省をはじめとする関係各機関に対し整備促進の要望を行っている。

○鳥取豊岡宮津自動車道（通称名：山陰近畿自動車道）概要

鳥取豊岡宮津自動車道は、鳥取県、兵庫県、京都府にまたがる全長約120kmの地域高規格道路で、日本海側唯一の高速道路空白地帯において国土の骨格をなす基幹的な高速道路ネットワークを構成する路線であり、山陰海岸ジオパークをはじめとする主要観光地の連結による広域観光圏の形成や、高速道路ネットワークの多重化による大規模災害に強い国土基盤の構築のために不可欠な道路である。

鳥取豊岡宮津自動車道の一部である駒馳山バイパスは平成7年に事業化され、岩美IC～福部IC間6.6kmは、平成26年3月22日に開通。岩美道路の一部である岩美IC～浦富IC 1.9kmは、平成28年3月26日に開通。

都 市 計 画（都市企画課）

鳥取市の都市計画は、昭和5年4月鳥取市と旧国府町（現鳥取市）の一部を都市計画区域に指定して以来、昭和28年7月、平成16年11月の二度の周辺町村との大合併による市域の拡大などによる変更を経て現在に至っている。この間、昭和37年には住居地域、商業地域等4種の用途地域の指定を行い、その後も市域の拡大、関係法令の改正等により現在では11種の地域指定を行っている。

鳥取市は幸いにして戦火は免れたものの、昭和18年9月の鳥取大地震により市のほとんどが壊滅し、昭和27年4月の鳥取大火でも市街地のほとんどが焼失した。この復興のため昭和27年から火災復興土地区画整理事業に県と共に取り組み、その事業は昭和44年に完成。その後も、駅南、駅前の土地区画整理事業を行いその間には鉄道高架（連続立体交差事業）が昭和53年に完成するなど、現在見られる県都としての装いはこのときに出来上がった。

道路網の整備も、都市機能の集中、拡大に伴い国道9号線、国体道路、国道29号線等幹線道路のバイパスも平行して整備され、平成22年3月には鳥取自動車道の県内区間が開通した。現在は、山陰自動車道、鳥取豊岡宮津自動車道の整備が進められている。

1. 都市計画区域

（平成28年4月1日現在）

行政区域	都市計画区域	市街化区域	市街化調整区域
765.31km ²	266.63km ²	31.26km ²	146.76km ²

2. 都市計画区域の変遷

(平成28年4月1日現在)

告示年月日	行政区域	計画区域	備 考
昭5年4月30日	1,075ha	4,003ha	鳥取、岩美郡5ヶ村、気高郡2ヶ村
昭11年3月19日	4,011ha	4,540ha	賀露村追加
昭28年7月1日	21,944ha	22,355ha	15ヶ村追加
昭42年9月29日	23,725ha	17,912ha	3ヶ村除外、3ヶ村追加
昭53年4月14日	23,729ha	17,916ha	行政区域界変更
平16年11月1日	76,531ha	26,663ha	8ヶ町村追加

3. 地域地区

用途地域（平成28年4月1日現在）

第1種低層住居専用地域	366ha	近隣商業地域	160ha
第1種中高層住居専用地域	568ha	商業地域	138ha
第2種中高層住居専用地域	194ha	準工業地域	327ha
第1種住居地域	816ha	工業地域	339ha
第2種住居地域	9.4ha	工業専用地域	195ha
準住居地域	14ha	合 計	3,126ha

防火及び準防火地域（平成28年4月1日現在）

防火地域	16ha	準防火地域	542ha
------	------	-------	-------

臨港地区（平成28年4月1日現在）

鳥取港臨港地区	53ha
---------	------

特別用途地区（平成28年4月1日現在）

大規模集客施設制限地区	327ha
-------------	-------

4. 地区計画

地区計画は、街づくりの規制、基準を地区単位で定めるもの。都市全体を対象とする都市計画法や、敷地単位での建築を対象とする建築基準法では計画、規制しきれない建築物の意匠や色彩、垣や柵の設置基準など地域のもつ特性に応じた個性あるまちづくりや、良好な住環境の形成、保全を図るため、住民の理解と協力、協働により定めるもの。昭和59年3月に最初の計画を決定して以降現時点で24地区を決定し、それぞれの地区の特性に応じた土地利用を進めている。

地区計画（24地区一覧）

(平成28年4月1日現在)

地区名	面積	決定年月日	ね ら い
卯垣滝山地区	9.2ha	昭59年3月	良好な中高層、住宅地としての居住環境
尚徳町地区	7.2ha	平8年3月	文化のかおり高い市街地
千代水地区	127.2ha	平8年3月	優れた工業団地の機能強化
的場地区	16.3ha	平13年3月	良好な居住環境、住宅と商業の調和
若葉台南第一地区	1.7ha	平12年6月	先端産業の立地促進
北園・覚寺地区	36.6ha	平8年3月	良好な居住環境
浜坂地区	7.8ha	平8年3月	良好な中高層、住宅地としての居住環境
津ノ井地区	2.9ha	平8年3月	住宅地としての居住環境
千代水第二地区	78.2ha	平26年8月	既存集落の住環境保全と良好な産業、流通環境

秋里地区	16.0ha	平26年3月	良好な居住環境
鳥取新都市地区	65.8ha	平12年5月	良好な居住環境
若葉台南第二地区	5.3ha	平12年6月	良好な環境と調和したまちなみの形成
八丁田地区	7.1ha	平9年11月	良好な居住環境
円護寺地区	20.3ha	平12年8月	良好な居住環境
南吉方地区	9.8ha	平12年8月	産業の操業環境保全と良好な居住環境
宮谷地区	3.3ha	平13年11月	農用地の保全
津ノ井・桂木地区	10.1ha	平14年3月	居住環境の維持、向上
環境大学前地区	4.3ha	平16年3月	居住環境の維持、向上
鮎ヶ丘地区	6.8ha	平18年5月	良好な居住環境
津ノ井北地区	0.7ha	平19年3月	既存集落の住環境保全
若葉台北地区	5.8ha	平22年11月	隣接する住環境保全と良好な産業環境
江津地区	10.1ha	平22年11月	良好な居住環境
里仁地区	7.0ha	平27年1月	農医福の連携による既存集落の住環境保全、活性化
叶・宮長地区	7.5ha	平27年4月	産業の操業環境保全

景 観 形 成（都市環境課）

街づくりを進めるうえで、景観は大変重要な要素になっており、恵まれた美しく豊かな自然環境や歴史的・文化的景観との調和を図り、ゆとりと潤いのある美しく魅力ある街づくりを計画的に進める。推進にあたっては、市民、事業者、行政が連携、協働し、長期的な視点での取り組みが必要である。

1. 景観行政団体

平成18年6月景観法に基づく景観行政団体となり、建築物のデザインや色彩などについての規制・誘導により、よりきめ細やかな景観行政に取り組むことが可能となった。平成20年3月25日に景観法に基づく鳥取市景観計画を策定し、今後さらに良好な景観形成のための施策を推進する。

2. 鳥取市景観形成条例

平成12年12月、鳥取市の自然環境や歴史的・文化的景観との調和を図りながらの街づくりに取り組むことを目的として制定し、本市の良好な景観形成のための施策を推進してきた。平成20年3月、法に基づく制度への移行と、法の施策を運用するため、鳥取市景観形成条例を全部改正した。

◆内容

- ・景観計画策定（変更）手続きについて法の手続きに付加して規定
- ・景観形成重点区域の指定・・・久松山・湖山池・因幡白兎・鹿野城下町の4地域を指定
- ・届出対象行為、届出規模の規定
- ・鳥取市景観形成審議会の設置・・・景観行政の適正な運営のため、景観形成に関する事項について調査、審議。
- ・景観形成市民団体の認定・・・良好な景観形成を図ることを目的として活動する団体の認定。
- ・表彰・・・景観形成活動に貢献或は寄与した者を表彰し他への波及を図る。
- ・援助、助成・・・良好な景観形成に資する活動を行う個人又は団体に対し助成できる規定。

3. 鳥取市景観計画

平成20年3月25日、景観法第8条の規定に基づく『鳥取市景観計画』を告示。鳥取市全域における良好な景観形成のための方針等を規定している。また景観形成重点区域として指定された4地域については、よりきめ細やかな景観形成に対する指導を行っている。

◆景観計画区域指定

- ・景観計画区域 市域全域
- ・景観形成重点区域 久松山山系、湖山池、因幡白兔、鹿野城下町

◆主な良好な景観形成のための基準

- ・建築物等の色彩基準 彩度の基準を規定
- ・敷地内の緑化 敷地内（建築部分等を除く）の3%以上の緑化

4. 街なみ環境整備事業

- 鳥取市久松地区の鳥取城跡お堀端道路（市道山の手通り）において、城下町の歴史的特性を活かした街なみ整備を行い、街なみの環境空間を守ることにより住民の定住化促進、観光振興による地域活性化の継承を図る。

- ・施行期間 平成27年度～平成31年度
- ・事業内容 電線類地中化、車道の美装化、歩車道の再配置、植栽帯等の再整備

- 鹿野城下町地区において、400年の伝統を誇る「鹿野祭り」の似合う、城下町らしい美しい街なみ景観の整備・保存事業を行うことにより、住民の定住化促進、観光振興による地域活性化及び地域文化の継承を図る。

- ・施行期間 平成8年度～
- ・区域面積 40.5ha
- ・事業内容 道路美装化、住宅等修景、鹿野往来交流館

交 通 政 策（交通政策課）

1. バ ス

(1) 既存バス路線の維持・確保

- ・地方バス路線維持対策事業

住民にとって重要な生活交通機関であるバス路線維持のため、バス事業者に対してバス路線維持補助金を支出している。なお、本市では国・県の補助要綱とは別に独自の補助制度を設け、事業者の経営努力を促すよう努めている。

(2) 路線バスに代わる生活交通確保策の検討・導入

利用者の減少などで地域住民の日常生活に必要なバス路線の維持が困難な地域において、地域住民の生活交通を確保する事業を実施している。

①バス代替タクシー運賃補助事業

バス路線網の再編・減便・廃止等に伴い、路線バスの代替として、乗合タクシーを既存の路線バスの各停留所を経由して運行することにより、地域住民の生活交通を確保している。利用者は当該区間のバス運賃相当額を負担し、市はタクシー運賃との差額を事業者に補助金として支出する。

平成13年10月～洞谷地区（予約）

平成20年10月～河原地域、国府地域（予約）
平成21年10月～米里地区、気高・青谷地域（予約）
平成24年10月～南部地域6路線（定時・予約）
平成28年4月～南東部地域3路線（予約）

②鳥取市公共交通空白地有償運送者支援事業

公共交通空白地域対策や公共交通を補完するものとして、NPO法人等が行う「公共交通空白地有償運送」を推進するため鳥取市公共交通空白地有償運送者支援事業費補助金制度を設け、地域住民の生活交通を確保している。

補助対象者	公共交通空白地有償運送を実施するNPO法人など
運行区域	交通空白地域、路線バスが運行されている区域であるが路線の本数が極端に少ない区域など
補助額	運行事業：補助対象経費（営業費用から営業収益を差し引いた額）の合計額（補助率10/10 ただし、営業費用の10分の8を限度） 車両等設備整備事業：車両・通信関連機器購入など事業実施にあたっての初期投資等の経費（補助率10/10上限300万円）

③鳥取市自家用有償バス運行事業（気高循環バス）

前身は気高町福祉バス。平成6年4月、路線バス（日ノ丸自動車株：瑞穂線）の廃止に伴い、生活交通の確保のため運行を開始した気高町福祉バスは、平成15年6月には新設の公共施設の利用促進等を目的とし、路線バスの空白時間帯を中心に運行区域を全町に拡大していた。

平成18年7月から、道路運送法第78条に基づく自家用有償運送（市町村有償運送）の「鳥取市気高循環バス」として運行している。

平成20年10月からは、路線バス逢坂線廃止に伴い逢坂線を増便、平成28年4月からは、河内上光線の廃止に伴い宝木河内線を増便している。

利用運賃は、「鳥取市自家用有償バス条例」に基づき、運行事業者が利用者から収受し、全てを市に納入している。

・運行内容

運行方法	事業実施主体は鳥取市
運行区間	気高地域及び鹿野地域内 4路線（22便）
運行日	平日（土・日、祝日、12月29日～1月3日は運休）
運賃	200円（小学生、障がい者等 100円）

④鳥取市自家用有償バス運行事業（絹見バス）

青谷町絹見・引地地域は路線バスが運行されておらず、いちばん近い路線バスのバス停まで約4～5km離れており「交通空白地域」となっていた。

昭和52年より小中学生の通学手段を確保するため、スクールバスが1日3便運行されていたが、高齢者等の通院・買い物などの生活交通の確保も急務となっていた。

そこで、平成23年4月から道路運送法第78条に基づく自家用有償運送（市町村有償運送）として、誰でも乗れる「鳥取市絹見バス」を運行している。

・運行内容

運行方法	事業実施主体は鳥取市
運行区間	青谷町絹見・引地地域内 1路線（10便）
運行日	平日（土・日、祝日、12月29日～1月3日は運休）

運賃 200円（小学生、障がい者等 100円）

⑤公共交通空白地有償運送（福部循環バス）

平成20年4月から福部地域の生活交通確保のため、鳥取市社会福祉協議会が公共交通空白地有償運送により福部循環バスの運行を開始。事業運営収支に損失が生じた場合、市が鳥取市社会福祉協議会に補助金として支出する。

・運行内容

運行方法 実施主体は鳥取市社会福祉協議会
運行区間 福部地域内
運行日 平日（土・日、祝日、12月29日～1月3日は運休）
運行回数 1日8回循環
運賃 1回乗車 200円
幼児、小学生、パスカード提示高齢者（70歳以上）、障がい者 100円

(3) コミュニティバスの運行・利用促進

・鳥取市100円循環バス（くる梨）運行事業

平成14年10月、「交流人口密度の高い地域を移動する市民の利便性向上」のため、鳥取駅を中心として主要な公共・公益施設を移動できるバスの実験運行を開始した。15ヶ月の実験運行を経て、平成16年1月から赤コースと青コースの2路線の本格運行を実施している。

平成25年4月から智頭街道、若桜街道を運行する緑コースを新設している。

なお、運行はバス事業者が行い、市が運行経費から運行収入を差し引いた額を負担金として支出している。

・運行内容

運行方法 乗合バス事業者（2社）と協定を結び運行
運行区間 鳥取駅を中心に路線バス初乗り運賃区域内（青・赤・緑コース）
運行日 毎日（1月1日運休、1月2・3日臨時ダイヤで運行）
運行本数 平日各コース31便（土・日・祝日 28便）
運賃 1回乗車 100円
障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者福祉手帳、児童福祉法に規定する諸施設の施設長が発行した運賃割引証を提示の方及びその介護者 50円
未就学児及び鳥取市子育て支援カード（とりっこカード）をお持ちの方 無料
1ヶ月定期券 3,000円／枚
1日乗車券 300円／枚
回数券 100円回数券（11枚綴り）1,000円
50円回数券（11枚綴り）500円

(4) 住民参画型バス停上屋整備補助によるバス利用者の利便性向上

平成16年度から、地域住民が主体となって実施するバス停上屋整備事業に対し補助金を支出している。

補助額 事業費の2/3（上限100万円）

(5) 運転免許返納者バス利用促進事業

平成28年度から、運転免許証を自主返納した70歳以上の高齢者に対し、路線バス定期券を割引販売

する事業者に対して、その割引額を補助している。割引は、新規にバスの定期的な利用を始める高齢者1人につき2回まで、運転経歴証明書の交付を受けた日から1年間に限り適用する。

2. 鉄 道

- (1) J R 山陰本線の利用促進
- (2) 第三セクター智頭急行、若桜鉄道の利用促進
- (3) 鉄道駅舎・トイレの管理による鉄道利用者の利便性向上
(福部駅、用瀬駅、青谷駅、津ノ井駅、宝木駅)
- (4) 各鉄道における各種期成会によるハード整備等の要望活動

3. 空 港

鳥取空港の利用促進及び振興

- ・「鳥取空港の利用を促進する懇話会」による利用促進の支援
 - 事務局 鳥取市、鳥取県、鳥取商工会議所
 - 会 員 関係各行政機関、経済団体、旅行業者及び全日空
 - 目 的 鳥取空港の発展を通じて地域の産業経済の発展と住民生活の向上に資する。
 - 活 動 既存航空路線の利用率向上策、既存航空路線の増便、鳥取空港の国際化、及びこれらの事項に係る関係機関等への要望、働き掛け。

4. 港 湾

鳥取港の利用促進

- 鳥取港の利用促進を図ることによって地域産業・経済の発展に寄与するため、「鳥取港振興会」が組織されており、その活動を支援している。
- 「鳥取港振興会」の主な活動
- ① 国内外のポートセールスの活動
 - ② クルーズ船誘致活動
 - ③ 鳥取港の人的交流の推進
 - ④ 鳥取港の利用促進の広報・情報交換活動

5. 自転車等の駐車対策

(1) 放置自転車の撤去保管

防災活動や歩行者の通行の円滑化を図り、さらには都市の美観を維持するため、JR鳥取駅周辺を自転車放置禁止区域に指定し、放置された自転車を撤去保管している。

(2) 自転車駐車場

自転車の駐車需要の多い鉄道駅周辺の駐車対策として、J R 鳥取駅高架下に市営自転車駐車場を整備している。平成18年4月から指定管理者による管理運営を行っている。

中心市街地（中心市街地整備課）

1. 街なか居住の推進

(1) 街なか居住支援事業

中心市街地の居住人口の増加を図るため、既存ストックの利活用を促進する空き家改修補助などの支援制度を導入している。

(2) 住まいの情報ネットワーク事業

住まいの総合相談窓口「住もう鳥取ネット」を（公社）鳥取県宅地建物取引業協会内に設置し、専任相談員（1名配置）が各種相談に対応するとともに、建築関係、金融関係機関などとのネットワークを構築し、住まいに関する情報発信を行っている。

(3) 街なか暮らし促進事業

平成28年度より中心市街地での暮らしに関するモニタリングを行う居住モニターを設置し、街なか暮らしに関する意見を把握するとともに情報発信を行う。

(4) 街なか居住体験施設運営事業

中心市街地への転入促進のため、鳥取市寺町に街なか居住体験施設「鳥取寺町KT（きなんせ鳥取）ハウス」を平成23年4月に整備し、民間事業者が運営を行っている。

(5) 暮らし・にぎわい再生事業

中心市街地の居住者をはじめ、市民が暮らしやすい安全安心な環境づくりを推進するため、鳥取赤十字病院の建替整備（平成30年度完成予定）に対し支援を行っている。

2. 賑わいの創出

(1) 鳥取駅前太平線再生プロジェクト事業

人通りの減少が著しい鳥取駅前太平線を人が集う魅力的な環境に再生するため、平成25年7月に全天候型賑わい空間（愛称「バード・ハット」）を整備した。平成27年度は26件のイベントを開催し、約46,000人の来場者があった。今後も、バード・ハットを活用して鳥取駅周辺の継続的な賑わい創出を図る。

(2) 中心市街地活性化イベント助成事業

市民団体等が実施するイベントに対し助成することにより、中心市街地への集客による賑わい創出や関心喚起、活性化に取り組む人材の育成を図る。

(3) 鳥取駅周辺再生整備事業

鳥取駅周辺の再生を図るため、「鳥取駅周辺再生基本構想（平成23年9月）」及び「鳥取駅周辺再生基本計画（平成24年10月）」に基づき年次的に整備を進めている。平成27年度には風紋広場トイレが完成した。

(4) パレットとっとり市民交流ホール運営助成事業

市民交流ホール（パレットとっとり2階）は、中心市街地の多様な市民交流の拠点として公共的な施設に位置づけられているが、施設の機能上、収益性が低く、利用料だけでは管理運営費を賄うことが困難となっている。そのため、施設を管理運営する鳥取商工会議所に対し、人件費と固定管理費の一部を助成している。

また、市民交流ホールの利用促進を図るため、利用内容により利用料を減免する制度を導入している。施設を運営する鳥取商工会議所には利用料減免相当額を助成している。

3. 中心市街地活性化協議会運営助成事業

鳥取市中心市街地活性化協議会は、中心市街地の活性化に係る総合調整、事業推進等を行っている。同協議会の人件費及び運営に要する経費を助成することにより、運営の安定化と中心市街地の活性化策の推進を図る。

4. 遊休不動産の利活用の促進

(1) 空き家情報バンク設置事業

平成27年1月に空き家情報バンクを設置し、(公社)鳥取県宅地建物取引業協会と連携して運営を行っている。空き家の売却・賃貸を希望する所有者から申込みを受けた空き家を登録し、購入・賃貸を希望する人に紹介することにより、空き家の有効活用や流通促進、危険空き家の防止を図る。

(2) リノベーションまちづくり推進事業

中心市街地に増えつつある空き家、空き店舗などの遊休不動産をリノベーション手法により再生し、活用することで産業振興と雇用創出を図り、まち(エリア)の魅力を高める「リノベーションまちづくり」の取組みを進めている。平成26年度より、遊休不動産の活用を通じた都市再生手法を学び、実際に体験するリノベーションスクール等の開催により、民間の技術者、担い手などの人材育成や不動産所有者への啓発を行っている。今後、「リノベーションまちづくり」の方向性、官民連携による推進プロセスなどを定めた計画を策定し、民間主導のまちづくりの取組みを推進する。

土地区画整理 (都市環境課)

鳥取市は、道路、公園などの公共施設や土地区画の整理を一体的に行い、健全な市街地を造成している。

鳥取市が行った土地区画整理事業は、昭和15年の温泉街(駅前第二)土地区画整理事業に始まり、昭和27年の鳥取大火に伴う鳥取火災復興土地区画整理事業などの従来の市街地の再整備を進めるものと、現在施行中の千代水第二土地区画整理事業などの宅地、商工業地域等を整備するものがある。

1. 公共団体施行土地区画整理事業

市施行の土地区画整理事業は、道路、公園等公共施設の整備改善を行うことにより、都市機能、環境の整備強化を行っている。昭和15年に始まり、平成16年までに12地区(合併前の国府町及び気高町施行の2地区を含む)が完了し、現在2ヶ所(千代水第二、江津)を施行中である。

・千代水第二土地区画整理事業

鳥取市の北部郊外の晩稲、南隈、賀露地区において施行中の事業であり、商業、流通地域と宅地の複合整備を進め、活力のある市街地形成を目指している。

[事業概要]

施行期間 平成8年度 ～ 平成29年度(平成25年度から29年度までは清算期間)

施行面積 80.3ha

総事業費 48.7億円

都市計画決定 平成8年3月15日

換地処分公告の日 平成25年2月26日

・江津土地区画整理事業

鳥取市の北部郊外の江津地区において施行中の事業であり、宅地の有効利用により良好な住宅環境

の整備を行っている。

〔事業概要〕

施行期間 平成17年度 ～ 平成31年度（平成27年度から31年度までは清算期間）
施行面積 10.1ha
総事業費 12.1億円
都市計画決定 平成13年3月19日
換地処分公告の日 平成27年4月28日

2. 共同、個人施行土地区画整理事業

公社、公団等が施行する土地区画整理事業は、昭和38年の城北団地（県住宅供給公社）から平成24年までに24箇所が完了している。

3. 組合施行土地区画整理事業

道路等公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るため設立された組合が施行する土地区画整理事業は、昭和49年から平成20年までに9ヶ所が完了している。

都 市 公 園（都市環境課）

公園は、潤いのある都市空間をつくるうえで、さらにはオープンスペースとして防災や環境保全を図るうえでも重要な役割を果たしている。

ゆとりと潤いを求める社会の流れや、魅力ある都市景観の整備に対する市民ニーズの高まりに耳を傾け、公園緑地行政の充実と総合計画に基づく整備に努めていく。

1. 都市公園の現況（平成28年3月）

・現況

	基 幹 公 園				大規模公園	特 殊 公 園			広場公園	都市緑地
	住区基幹公園			都市基幹公園						
	街区公園	近隣公園	地区公園	総合公園		広域公園	風致公園	歴史公園		
公園数	121	5	4	1	1	1	2	1	1	9
面積 (ha)	26.39	6.18	33.67	44.73	52.40	4.60	11.55	6.00	0.24	33.74

市民1人当たり都市公園面積12.88㎡（平成27年度）

* 市内公園面積2,195,600㎡ * 都市計画区域内人口170,410人（H27末）

・公園管理

(1) 公園緑地管理（指定管理者）

公園内の樹木を含む施設の維持管理は、平成18年度から指定管理者により行っており、地元地区により結成された公園愛護会からも清掃、除草の協力を得ている。

2. 公園整備事業

(1) 湖山池公園

本公園は、総合公園として平成5年度より着工し、湖山池周辺の「お花畑ゾーン」、「子供の遊びゾーン」、「休養ゾーン」の3地区を重点に、魅力ある観光拠点として整備してきた。公園の植栽は、市民の提供による樹木を利用するなど、親しみのある憩いの場を提供している。また、平成25年秋に開催された全国都市緑化フェアの主会場について再整備を行った。

(2) 久松公園・栲谿公園

久松公園内にある歴史遺産の鳥取城跡の整備を進めており、春の花見、夏の蛍といった風物詩と一体となった観光拠点である。

(3) 安蔵公園

平成2年度供用開始し、豊かな自然の中でテニス、遊具広場、冬は簡易リフトを配置した身近なスキー場として子どもから大人まで楽しめる公園として利用されている。

(4) 弥生公園

市街地の中心に位置する弥生公園は、昭和53年に児童公園として供用開始した街区公園であるが、平成11年に「市民の交流広場」として中心市街地活性化基本計画に位置づけられており、平成17年度に市民参画を得て再整備のため計画を策定し、平成18年度に公園整備を行い、広く市民に利用されている。

(5) 浜村砂丘公園

昭和32年に浜村温泉の後背地に位置する公園として整備され、何回かの再整備をおこなったが、松枯れを始め、施設の老朽化が進み全面的な再整備が望まれ、市町村合併前の平成16年度より計画を策定するとともに、平成17年度より整備に着手し、平成23年4月に完成した。

(6) 緑地整備事業（重箱緑地）

重箱緑地は、地区周辺の都市化が進む中で、クロベンケイガニの生息も確認され、貴重な自然環境を残している。平成16年度より国の直轄治水事業と調整を図りながら、平成18年度より整備に着手し、平成24年3月に完成した。

(7) 街区公園・公共空地整備事業

街区公園・公共空地の整備、補修等を行い、市街化区域における市民の憩いの場所として公園を管理整備する。

(8) 西町緑地（愛称：わらべ夢ひろば）

鳥取市中心市街地活性化基本計画などに位置づけられている事業で、中心市街地の居住、賑わい、交流の促進を目的として、平成20年度に事業着手し、平成23年7月に使用開始した。

わらべ館との相互の利用が促進され近隣住民はもとより、観光客を含めた本市の来訪者やわらべ館利用者など、子供からお年寄りまで幅広い世代の市民にとって、集い・にぎわい・憩いの公園となるよう、利用促進・維持管理に努める。

(9) 運動公園（スポーツ広場）等

野球を始めテニス、サッカー、ゲートボール、パットゴルフ、多目的広場と幅広く市民のスポーツ活動の場を提供している。

・市民スポーツ広場	11.7ha
・倉田スポーツ広場	11.2ha
・千代水スポーツ広場	2.4ha
・津ノ井スポーツ広場	1.0ha
・ニュータウン中央公園	5.8ha
・用瀬町運動公園	13.8ha

- ・青谷町運動公園 0.6ha

(10) 河川公園

市民に潤いや安らぎをもたらす水辺の公園として、憩いの場を提供している。

- ・河原町桜つつみ河川公園 2.5ha (RCサーキット、グランドゴルフ)
- ・国府町桜つつみ公園 0.5ha
- ・宝木グリーンバンク 0.627ha

3. 緑化事業

- ・平成25年秋に開催した全国都市緑化とっとりフェアの主会場となった湖山池公園を平成26年4月に再整備し、ナチュラルガーデンの維持・普及など、市民の都市緑化意識の向上を図っている。
- ・花と緑のフェア開催経費を補助し、都市緑化の啓発及び高揚を図る。

公営駐車場 (都市環境課)

(平成28年4月1日現在)

駐車場名	片原駐車場			幸町駐車場				
所在地	片原二丁目206			幸町71				
設置年月	S 48. 7			H 7. 11				
利用可能時間	24時間			24時間				
利用料金	普通自動車	30分まで	無料	普通自動車	一般駐車料金	駐車時間が4時間以下の場合	1時間ごとに(1時間未満は、1時間とする。)	100円
		30分を超え1時間30分まで	100円			駐車時間が4時間を超える場合	12時間ごとに(12時間未満は、12時間とする。)	500円
		1時間ごとに(1時間未満は、1時間とする。) ※24時間までの上限を500円とする。 24時間を超えるときは、24時間ごとに、24時間を超え1時間(1時間未満の端数は、1時間とする。)ごとに100円とし、それぞれ500円を上限額とする。	100円			回数駐車券(100円券11枚分)		1,000円
				中型自動車及び大型自動車	1日ごとに(24時間未満は、1日とする。)	2,100円		
				定期駐車料金	1月につき			7,560円
収用台数	136台(うち身障者用2台)			367台(うち中型・大型自動車9台、身障者用4台)				
備考	指定管理者による維持管理運営			指定管理者による維持管理運営 新庁舎整備のため、平成29年3月31日閉鎖予定				

駐車場名	浜村駅前駐車場	宝木駅前駐車場	青谷中央駐車場	青谷駅前第1駐車場	青谷駅前第2駐車場	青谷駅前第3駐車場
所在地	気高町勝見 682-64	気高町宝木 922-3	青谷町青谷 4037-4	青谷町青谷 4047	青谷町青谷 4063-2	青谷町青谷 4062-10
設置年月	S 53. 6	S 53. 6	H 15. 7	H 18. 8	H 18. 8	H 18. 8
利用料金	1か月3,000円	1か月3,000円	1か月3,000円	1か月3,000円	1か月3,000円	1か月3,000円
収用台数	32台(内8台は常時解放)	37台(内10台は常時解放)	49台	39台	17台	6台

河 川（都市環境課）

鳥取市内を流れる河川は、一級河川千代川水系、二級河川塩見川水系、溝川水系、内海川水系、河内川水系、永江川水系、勝部川水系、準用河川小沢見川水系、奥沢見川水系に属し、すべて日本海へ注いでいる。

1. 市内河川の現況

（平成28年4月1日現在）

区 分	河川数	河川延長	主 な 河 川 名
一級河川	50	280.8km	千代川、袋川、野坂川、湖山川、大路川
二級河川	29	100.8km	塩見川、河内川、勝部川、日置川
準用河川	13	13.5km	山崎川 2,840m、奥沢見川 2,880m、分ノ口川 2,060m、旧野坂川 750m、前ノ川 800m、洗井川 460m、小沢見川 570m、瀬戸川 733m、江川 620m、下味野清水川 175m、大智谷川 605m、大澤川 340m、池田川 650m

2. 河 川 改 修

(1) 国、県管理の河川整備促進

一級河川大路川、二級河川塩見川、日置川については、市内の河川の中でも緊急の水害対策が必要な河川であるため、国、県に対して河川改修等の要望をしている。

(2) 準用・普通河川整備

流域の浸水被害の軽減、環境改善を図るため、内海川をはじめとする普通河川について、緊急度等に応じて年次的に整備を行っている。

3. 河川の維持管理

河川や河川公園等の浚渫、除草、油流出対策等の維持管理を行い、市民が安心して利用等ができるように努めている。

4. 樋門・排水機場の管理

大雨により河川が増水した場合、支川への逆流を防止するため樋門操作、排水機場の運転を行い、宅地の浸水被害の軽減を図っている。

（平成28年4月1日現在）

樋 門	国土交通省分 52ヶ所、鳥取県分 103ヶ所、鳥取市分 4ヶ所	計159ヶ所
排水機場	国土交通省分 4ヶ所、鳥取県分 5ヶ所、鳥取市分 6ヶ所	計 15ヶ所

殿 ダ ム 事 業（都市環境課）

殿ダム建設は、昭和37年に鳥取県が予備調査を開始して、昭和43年から国土交通省の直轄事業として整備が進められ、平成23年度に完成した。

殿ダムは、鳥取市を洪水から守るとともに、工業用水、上水、発電用水を確保するなど水需要の増大および渇水等に対処し、鳥取県東部地域の発展と産業育成に極めて重要なものである。

また、殿ダム周辺整備事業は、殿ダム水源地域整備計画に基づき、平成11年から生活環境、産業基盤等

の整備を行い、平成25年度に完成した。このうち、殿ダム周辺広場は、鳥取市が事業主体として殿ダム建設事業で創出された土地を活用し、水源地域の振興や交流の促進につなげることを目的に整備を行い、平成25年度に完成し、平成26年度より指定管理者による管理運営が行われている。「殿ダム水源地域ビジョン」に基づき、ダムや周辺地域の自然、文化等を活用して水源地域の活性化の推進を図る。

事業概要

建設地	千代川水系袋川（鳥取県鳥取市国府町殿地先）
目的	洪水調節：ダム地点計画高水流量 400m ³ /sのうち 250m ³ /sを調節
	流水の正常な機能の維持：既得用水、生態系の保全等河川環境の保全に必要な流量の確保
	水道用水の供給：鳥取市に対して1日最大 20,000m ³ の水道用水を確保
	工業用水の供給：鳥取県に対して1日最大 30,000m ³ の工業用水を確保
諸元	発電：鳥取県企業局において最大 1,100kwの発電を行う
	ロックフィルダム（堤高約75m、堤頂長約294m、堤体積約206万m ³ ）
	流域面積 38.1km ² 、湛水面積 0.64km ² 、総貯水量 1,240万m ³
総事業費	950億円
完成年度	平成23年度

経過

昭和37年1月	鳥取県で予備調査開始
昭和43年4月1日	鳥取県から引継ぎ、直轄で予備調査開始
昭和60年4月1日	実施計画調査着手
平成3年4月12日	建設事業着手
平成5年12月27日	水源地域対策特別措置法のダム指定
平成6年1月14日	殿ダム建設に関する基本計画公示
平成9年12月16日	損失補償基準協定調印
平成11年3月24日	水源地域対策特別措置法の水源地域整備計画決定
平成12年5月20日	付替道路着工式
平成16年6月13日	殿ダム仮排水路工事着工
平成17年6月10日	殿ダム建設に関する基本計画変更公示
平成18年3月18日	殿ダム仮排水路完成
平成19年6月27日	殿ダム本体起工式・工事着工
平成21年10月9日	付替県道全線供用開始
平成23年3月3日	試験湛水開始
平成23年4月25日	試験湛水完了
平成23年6月30日	袋川発電所による発電開始
平成23年11月27日	殿ダム完成式
平成24年4月1日	殿ダム運用開始
平成24年度～平成25年度	殿ダム周辺広場整備工事
平成26年4月1日	殿ダム周辺広場竣工、指定管理開始

道路の現況（道路課）

市道の現況

（平成28年4月1日）

路線数	実延長	改良率	舗装率	橋梁数	トンネル数
4,984	1,670,498m	65.7%	88.2%	1,366	6

除 雪（道路課）

目 的

道路は常時一般の通行の用に供するものであり、特に積雪時における主要な交通路の確保は、市民生活の安定のため欠くことのできないものである。これら道路交通の確保のため、市民の協力を得ながら鋭意除雪を行うことにより、産業活動の活性化と市民生活の安定に努めるものである。

除雪対象とする路線の基準

- ① バス路線
- ② 主要幹線道路
- ③ 孤立集落に通じる路線
- ④ 公共施設に通じる路線
- ⑤ 準幹線道路

除雪作業の基準及び実績

路上に車道では15cm、歩道では20cmの積雪があったとき又は見込まれるとき除雪を行う。

- ① 除雪路線数 1,162路線（23.3%）
- ② 除雪延長 607km（36.3%）
- ③ 委託業者数 車道90社 歩道 7社
- ④ 実績額 92,359千円（平成27年度）

防 犯 灯（道路課）

1. 防犯灯設置事業

人気がなく暗い等の防犯上防犯灯が必要な区域について、各自治会が維持管理を行うことを了解した上で市に設置申込みを行い、市が防犯灯を設置する。

・設置方法

独立型・・・支柱を含め設置（電柱等がない個所で、建柱敷地は自治会が準備）

共架型・・・電柱に共架（共架は、設置業者が申請）

屋側型・・・家屋の壁面に設置（自治会が家主に了解を得る）

※どの設置方法であっても、設置する防犯灯はLED灯とする。

建 築 確 認 (建築指導課)

建築基準法に基づく建築確認申請業務を行うとともに、違反建築物の防止及び取締りなど建築指導業務を行っている。また、耐震診断、耐震改修、アスベスト含有調査・除去、福祉のまちづくり、がけ地（レッド区域）移転、老朽危険空き家除却等に対する助成事業も行っており、今後も、建築指導行政の充実を図ることにより、建築物の安全性を確保し、安全安心なまちづくりを促進する。平成21年度～27年度の建築確認申請件数等の推移は次のとおりである。

年 度 区 分	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
法第6条第1項 第1号～3号	(18) 件 173	(19) 件 155	(33) 件 170	(24) 件 173	(17) 件 152	(14) 件 176	(16) 件 181
法第6条第1項 第4号	(22) 528	(19) 594	(32) 524	(19) 553	(21) 646	(29) 623	(15) 680
法第87条の2 建 築 設 備	(7) 17	(6) 9	(6) 8	(3) 15	(13) 18	(1) 14	(2) 38
法 第 8 8 条 工 作 物	(5) 42	(2) 34	(3) 38	(5) 30	(2) 47	(2) 48	(2) 29
合 計	(52) 760	(46) 792	(74) 740	(51) 771	(53) 863	(46) 861	(35) 928

※ () 内は計画通知分（国・県・公社・鳥取市の建築物等）で外数字

（民間指定確認検査機関取扱い物件を含む）

法第6条第1項第1号 特定の特種建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの

- 〃 第2号 木造の建築物で三以上の階を有し、または延べ面積が500㎡、高さが13mもしくは軒の高さが9mを超えるもの
- 〃 第3号 木造以外の建築物で二以上の階を有し、または延べ面積が200㎡を超えるもの
- 〃 第4号 上記以外の建築物（木造2階建程度の住宅はこれに該当する）

(確認申請手数料等)

年 度 区 分	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25
検 査 済 証 交 付 件 数	(32) 件 572	(40) 件 669	(46) 件 610	(50) 件 658	(48) 件 668
確 認 申 請 ・ 検 査 手 数 料	4,255,000円	5,286,000円	8,903,100円	9,192,800円	6,927,000円
年 度 区 分	平成26	平成27			
検 査 済 証 交 付 件 数	(39) 件 692	(26) 件 698			
確 認 申 請 ・ 検 査 手 数 料	8,386,000円	7,543,000円			

※ () 内は計画通知分（国・県・公社・鳥取市の建築物等）で外数字

（民間指定確認検査機関取扱い物件を含む。ただし手数料は除く）

(建設リサイクル法に基づく届出件数)

区 分 \ 年 度	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
解体工事件数	(14) 件 242	(19) 件 310	(10) 件 280	(18) 件 306	(9) 件 368	(11) 件 275	(9) 件 275
新築・増築工事件数	(8) 18	(3) 10	(7) 7	(10) 16	(6) 10	(4) 17	(3) 25
改修工事等の件数	(4) 9	(6) 2	(0) 6	(8) 1	(1) 2	(3) 0	(5) 2

※ () 内は計画通知分(国・県・公社・鳥取市の建築物等)で外数字

解体工事・・・床面積の合計80㎡以上の建築物

新築・増築工事・・・床面積の合計500㎡以上の建築物

改修工事等・・・請負代金1億円以上の建築物

(許可申請等)

区 分 \ 年 度	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
許可申請受付件数	13件	11件	21件	21件	10件	12件	16件
道路位置指定件数	1	0	0	0	1	0	2

宅地開発指導 (建築指導課)

目 的

鳥取市の良好な都市の形成と無秩序な開発を防止し、適正な土地利用を図るとともに、宅地開発に一定の基準を設けることにより公共施設、公益施設等を整備し、もって市民福祉の増進に寄与し機能的な都市生活の実現を図る。

開発許可 (都計法第29条)

建築物の建築を目的とする、一定規模以上の「土地の区画形質の変更」を行うときには許可が必要となる。

建築制限 (都計法第43条)

市街化調整区域内のうち開発許可を受けた土地以外の区域において、新築・改築・用途変更するときは許可が必要となる。

鳥取市宅地開発指導要綱及び都市計画法に基づく許可対象範囲

都市計画区域 の名称	区 域	線引き・非線引きの区分		開発許可 (都計法第29条)	建築制限 (都計法第43条)
鳥 取	旧鳥取市の一部・ 旧国府町の一部	線引き	市街化区域	1,000㎡以上必要	必要
			市街化調整区域	必要	

八頭中央	旧河原町の一部	非線引き		3,000㎡以上必要	
鹿野	旧鹿野町の一部				
気高	旧気高町の一部				
青谷	旧青谷町の一部				
福部	旧福部町の一部				
都市計画区域外	上記以外の新鳥取市 行政区域			10,000㎡以上必要	

住 宅（建築住宅課）

1. 住宅政策の現況

①鳥取市の住宅事情

鳥取市の住宅総数は85,670戸で総世帯数を約7,000戸上回っており、空家総数は13,070戸（15.3%）と全国平均（13.5%）を上回っている。

住宅の所有は関連別にみると、持ち家（62.0%）民間借家（30.3%）公営・公社等借家（4.9%）等となっており、特に民間借家の増加が目立っている。

また、1住宅当たりの延べ面積は113.69㎡（全国平均94.42㎡）、居住室数は5.40（全国平均4.59）であり、全国的に見て比較的恵まれている。

そうした中、人口減少、少子・高齢化が進行しており、定住の促進、子育て支援、高齢者の居住の安定等が住宅施策の課題となっている。

（数値は「平成25年住宅・土地統計調査」による）

②鳥取市の公的賃貸住宅の状況

現在の市営住宅は43団地2,159戸設置しており、市民の居住の安定と地域課題に対応した住宅として活用されている。これらの市営住宅は、平成27年度末で耐用年限を経過する住宅が32戸、耐用年限の1/2を経過した住宅は994戸であり、ストック改善等の時期を迎えている住宅が全市営住宅の5割（47.5%）に到達する勢いである。また、平成37年度までの10年間のうちに新たに耐用年限の1/2を経過する市営住宅は約310戸となり、現在耐用年限の1/2を経過したものと合わせて、全市営住宅の約6割を占める見込みである。

2. 課題に対する施策

① 公営住宅ストックの老朽化と改善

本市では多くの公営住宅が老朽化しており、面積や設備の点で依然として居住水準が低い状態のままであることから、平成23年度に策定した「鳥取市営住宅長寿命化計画」に基づきストック総合改善事業を実施し、居住面積や設備はもちろんのこと、住宅のバリアフリー化による高齢者・障がい者への対応など多様な居住ニーズへの対応を推進することとしている。しかしながら、人口減少が計画策定時の想定を大幅に上回っていることから、平成27年度に中間見直しを行ったところである。

② 公営住宅維持管理

これまで鳥取市における公営住宅維持管理は直営のみであったが、平成23年度より、一部の公営住宅で民間ノウハウを活用した「施設管理業務委託モデル事業」を開始し、今後の住宅管理のあり方

を検討することとした。また、従来の水道管理人制度に替わる新たな仕組みの構築を目指し、水道局による「各戸計量・各戸徴収モデル事業」にも積極的に取り組んでいる。

③ 住宅の整備による人口定住の促進

農村山間集落地域において人口の減少が顕著であるが、その対策の一つとして住宅の整備が必要となる。合併した旧町村部においては、民間賃貸住宅の供給が乏しく、公的賃貸住宅が果たす役割は旧市の都市部に比べ相対的に高い。公的賃貸住宅については、老朽化している公営住宅等のストック改善や周辺設備の整備等を行う。その反面、中心市街地の空洞化も課題となっており、中心市街地活性化のための都心居住の推進の方策を検討する必要がある。また、本市に定住を希望するUJIターナー者にとって住宅は一、二を争う関心事であり、UJIターナー者の住宅整備を支援することや「定期借地権付土地活用制度」を設けるなど、定住の促進を図っている。

④ 居住環境の整備

生活の基盤となる居住環境の整備は、市民生活の向上にとって大変重要な要素であり、本市は住宅の改修に関する各種の助成を行なっている。しかし、これらの助成は目的を特定した限定的な制度であり、一般的な改修工事は対象となっていない。

このため、こうした一般的な改修工事にも広く対応し、住宅改修の潜在需要を掘り起こすため、市民が市内の施工業者を利用し、個人住宅のリフォームを行う経費の一部を助成する「住宅小規模リフォーム助成制度」を平成24年度に創設し、平成27年度までの4年間実施した。この間、651件・約1億1千万円の助成を行い、居住環境の向上と地域経済活性化に大いに寄与した。

3. 市営住宅一覧

(28. 4. 1 現在)

団地	戸数	建設年度	棟番号	住所	構造	公 営			改良	特賃	その他
						一般	身障	高齢			
賀 露	255	H 11	1棟	鳥取市賀露町南二丁目2番1	耐火2F	4					
		H 9	2棟	鳥取市賀露町南二丁目2番2	中耐3F	11					
			3棟	鳥取市賀露町南二丁目2番3	中耐3F	13					
		H 11	4棟	鳥取市賀露町南二丁目2番4	中耐4F	13		4			
			5棟	鳥取市賀露町南二丁目2番5	中耐4F	9		4			
		H 12	6棟	鳥取市賀露町南二丁目2番6	中耐3F	18					
		H 13	7棟	鳥取市賀露町南二丁目2番7	耐火2F	12					
			8棟	鳥取市賀露町南二丁目2番8	中耐3F	18					
		H 15	9棟 (EV)	鳥取市賀露町南二丁目2番9	中耐4F	27	2				
		H 17	10棟 (EV)	鳥取市賀露町南二丁目2番10	中耐4F	28					
		H 19	11棟 (EV)	鳥取市賀露町南二丁目2番11	中耐4F	17					
		S 44(H 21改善)	R 1	鳥取市賀露町南二丁目1番1	中耐4F	15					
		S 45(H 22改善)	R 2	鳥取市賀露町南二丁目1番2	中耐4F	16					
		S 47(H 23改善)	R 3	鳥取市賀露町南二丁目1番3	中耐4F	16					
S 47(H 24改善)	R 5	鳥取市賀露町南二丁目1番5	中耐4F	16							
S 47(H 25改善)	R 6	鳥取市賀露町南二丁目1番6	中耐4F	12							
湖 山	163	H 9	1棟	鳥取市湖山町北三丁目201	中耐3F	21				3	
		H 10	2棟		中耐4F	18		6			
		H 12	3棟		中耐4F	12		12			
		H 14	4棟		中耐4F	32					
		H 18	5棟 (EV)		中耐3F				21		
		H 16	6棟 (EV)		中耐3F				24		
		H 22	7棟		耐火2F				14		

団地	戸数	建設年度	棟番号	住所	構造	公 営			改良	特質	その他
						一般	身障	高齢			
徳吉	448	S 48~51	R 1~3, 7~9, 12~14	鳥取市徳尾89番地	中耐4F	184					
		S 49~54	R 4~6, 10~11, 15~19	鳥取市徳吉272番地1	中耐4F	264					
吉成	40	S 47	A, B (改)	鳥取市吉成492番地	中耐4F				40		
駅南	38	S 45	1~2棟	鳥取市興南町22番地	中耐4F	38					
旭町	280	H 1~8	1~12棟	鳥取市立川町六丁目234番地	中耐3~5F	266	6			8	
大森	110	H 9	R C 1	鳥取市相生町三丁目103番地	中耐5F	16	1	3			
		H 8	R C 2		中耐5F	25				5	
		S 58	R G 1	鳥取市相生町三丁目103番地 1	中耐3F (2F)	11					
		S 59	R G 2		中耐4F (3F)	11					
		S 60	R G 3	鳥取市相生町三丁目205番地	中耐4F	24					
		S 59	R G 4		中耐4F (3F)	14					
湯所	39	H 12	1棟	鳥取市湯所町二丁目182番地	中耐3F	13		5			
		H 13	2棟	鳥取市湯所町一丁目410番地	中耐3F	15		6			
玄好	18	S 61		鳥取市玄好町228番地	中耐3F	18					
材木	40	H 11	1棟	鳥取市材木町109番地	中耐3F	14		6			
		H 12	2棟	鳥取市材木町182番地	中耐3F	14	2	4			
田島	80	S 55~58	R 1~4棟	鳥取市田園町一丁目282番地	中耐5F	78	2				
円通寺	4	H 12	(改)	鳥取市西円通寺1番地	木二				4		
円通寺B	8	H 8	(改)	鳥取市西円通寺97番地2	木二				4		
		H 11	(公)	鳥取市西円通寺95番地2	木二	4					
円通寺C	9	H 12	(公)	鳥取市円通寺1229番地	中耐3F	9					
国安	14	H 4	1~12 (公)	鳥取市国安113番地6	木二	10					
		S 57	13, 14 (改)	鳥取市国安82番地1	簡二				2		
		S 58	15, 16 (改)	鳥取市国安180番地1	簡二				2		
馬場	12	H 6	(改)	鳥取市馬場174番地1	中耐3F				12		
下味野	18	H 13	1~4 (公)	鳥取市下味野262番地	木二	4				14	
			5~18 (改)								
下味野B	16	H 7	(公)	鳥取市下味野94番地1	木二	16					
古海	6	H 12	(公)	鳥取市古海715番地11	耐火2F	6					
西品治北	21	H 15	(E V)	鳥取市田島563番地2	中耐3F	21					
小計	1,619		(20団地)			1,403	13	50	137	16	0
法花寺	14	H 19	1~6	鳥取市国府町法花寺94番地2	木二	6					
		H 20	7~10		木二	4					
		H 20	11~14		木平	4					
わかとり	16	S 60	60	鳥取市国府町町屋513番地9	木二	6					
		S 61	61-1, 2	鳥取市国府町町屋513番地6	木二	4					
			61-3~6	鳥取市国府町町屋514番地1	木二	6					
新麻生	6	H 8	A~C	鳥取市国府町町屋526番地1	木平	6					
亀井	5	S 57	57	鳥取市福部町細川676番地8	木二	5					

団地	戸数	建設年度	棟番号	住所	構造	公 営			改良	特賃	その他
						一般	身障	高齢			
浪花	61	S 58	58-1, 2, 4, 6, 7	鳥取市福部町海士290番地2	木平	5					
			58-3	鳥取市福部町海士290番地24	木平	1					
			58-5	鳥取市福部町海士290番地25	木平	1					
			58-8	鳥取市福部町海士290番地20	木平	1					
			58-9~11	鳥取市福部町海士291番地	木平	3					
		59-1, 3, 4	木平		3						
		S 59	59-2	鳥取市福部町海士290番地18	木平	1					
			59-5~7, 10~12	鳥取市福部町海士293番地	木平	6					
			59-8	鳥取市福部町海士290番地9	木平	1					
			59-9	鳥取市福部町海士290番地7	木平	1					
			60-1	鳥取市福部町海士335番地11	木二	1					
		S 60	60-2	鳥取市福部町海士335番地10	木二	1					
			60-3~8, 12, 13, 17, 18, 20	鳥取市福部町海士335番地3	木二	11					
			60-9	鳥取市福部町海士335番地39	木二	1					
			60-10	鳥取市福部町海士335番地40	木二	1					
			60-11	鳥取市福部町海士335番地41	木二	1					
			60-14	鳥取市福部町海士335番地44	木二	1					
			60-15	鳥取市福部町海士335番地34	木二	1					
			60-16	鳥取市福部町海士335番地28	木二	1					
			60-19	鳥取市福部町海士335番地31	木二	1					
		S 61	61-1, 2, 4~6, 8, 11, 12	鳥取市福部町海士336番地	木二	8					
			61-3	鳥取市福部町海士335番地12	木二	1					
			61-7	鳥取市福部町海士335番地16	木二	1					
61-9	鳥取市福部町海士335番地23		木二	1							
61-10	鳥取市福部町海士335番地18		木二	1							
S 62	62	鳥取市福部町海士337番地	木二	6							
長瀬	42	S 51	51-1, 2	鳥取市河原町長瀬92番地1	簡二	6					
		S 52	52-1, 2	鳥取市河原町長瀬92番地1	簡二	6					
		S 53	53-1, 2	鳥取市河原町長瀬93番地1	簡二	6					
		S 54	54-1	鳥取市河原町長瀬93番地3	簡二	5					
		S 55	55-1, 2	鳥取市河原町長瀬93番地3	簡二	7					
		S 57	57-1	鳥取市河原町長瀬92番地3	簡二	5					
		S 58	58-1, 2	鳥取市河原町長瀬92番地4	簡二	7					
中井二	4	S 52	1, 2	鳥取市河原町中井26番地2	簡二				2		
			3, 4	鳥取市河原町中井27番地3	簡二				2		
下曳田	6	S 53		鳥取市河原町曳田408番地2	簡二				6		
下佐貫	11	S 57		鳥取市河原町佐貫1106番地	簡二				11		
用瀬城山	11	H 14~15	1~11	鳥取市用瀬町用瀬829番地1	木平	11					
鷹狩	10	H 8	1~10	鳥取市用瀬町鷹狩2番地1	木二	10					
三角	10	H 11	1~10	鳥取市用瀬町用瀬903番地1	木二	10					
ほき元	4	S 59	W 1	鳥取市佐治町葛谷194番地1	木二	2					
			W 2	鳥取市佐治町葛谷199番地6	木二	2					
大井	8	S 59	59-1~3	鳥取市佐治町大井139番地3	簡二				6		
			59-4	鳥取市佐治町大井92番地8	簡二				2		
勝見	33	S 52	41~43	鳥取市気高町勝見630番地	簡二	3					
		H 14~16	1~3 5~14	鳥取市気高町八幡226番地1	木二	26					
		H 17	15, 16	鳥取市気高町八幡226番地1	木平	4					
西浜	36	S 53	53-1	鳥取市気高町北浜二丁目77番地	中耐3F	12					
		S 54	54-2	鳥取市気高町北浜二丁目78番地	中耐3F	12					
		S 56	56-3	鳥取市気高町北浜二丁目102番地	中耐3F	12					
矢口	30	H 12~14		鳥取市気高町下坂本1043番地5	木二	30					

団地	戸数	建設年度	棟番号	住所	構造	公 営			改良	特質	その他	
						一般	身障	高齢				
出 合	33	S 54	54-1 54-2	鳥取市鹿野町鹿野1151番地1	簡 準 耐 2F	10						
		S 55	55-1	鳥取市鹿野町鹿野1152番地1	簡 準 耐 2F	6						
		S 56	56-1	鳥取市鹿野町鹿野1486番地1	簡 準 耐 2F	4						
			56-2	鳥取市鹿野町鹿野1148番地	簡 準 耐 2F	7						
		S 61	61-1	鳥取市鹿野町鹿野1136番地1	簡 準 耐 2F	6						
湯 花	26	H 9	9-2	鳥取市鹿野町今市1766番地53	木平	2						
			9-1	鳥取市鹿野町今市1766番地53	木二	2						
			9-3	鳥取市鹿野町今市1766番地53	木二					2		
		H 10	10-6	鳥取市鹿野町今市1766番地50	木二	2						
			10-3 10-4	鳥取市鹿野町今市1766番地52	木二	4						
			10-2	鳥取市鹿野町今市1766番地52	木平	2						
			10-1 10-5	鳥取市鹿野町今市1766番地52	木二						4	
		H 11	11-3 11-4	鳥取市鹿野町今市1766番地51	木二	4						
			11-2	鳥取市鹿野町今市1766番地51	木平	2						
			11-1	鳥取市鹿野町今市1766番地51	木二						2	
青 谷 あ さ ひ	47	H 19	1棟 (E V)	鳥取市青谷町青谷4092番地7	中耐4F	24						
		H 21	2棟 (E V)	鳥取市青谷町青谷4092番地7	中耐4F	20						
		H 10	201~203	鳥取市青谷町青谷4176番地	木二						3 (勤)	
青 谷 西 町 第 2	8	H 11	1~8	鳥取市青谷町青谷4208番地1	木二					8		
青 谷 城 山	95	S 51~57	1~84	鳥取市青谷町亀尻324番地の1	簡二	84						
		S 62~ H 3	101~ 105. 201~ 206		簡平・二						11 (勤)	
グリー ン ハイツ あおや	24	H 14	201~407	鳥取市青谷町青谷4037番地4	中耐4F						21 (若)	
			1~3								3 (店)	
小 計	540		(23団地)			457	0	0	29	16	38	
総 合 計	2,159		(43団地)			1,860	13	50	166	32	38	

(管理代行県営住宅)

団地	戸数	建設年度	棟番号	住所	構造
高 草	87	H 4	第1	鳥取市古海681-15	中耐3F
		H 5~7	第2~4	鳥取市古海1039	
		H 11	第5	鳥取市古海717-15	
西 品 治	18	H 6	第1	鳥取市田島569-4	中耐3F
	36	H 7~8	第2~3	鳥取市安長844	
美 穂 第 一	12	H 11~12		鳥取市源太18-2	木二
美 穂 第 二	14	S 62~63		鳥取市下味野94-15	木二
倉 田	12	S 62		鳥取市数津21-1	中三
湖 南	12	H 6~8		鳥取市吉岡温泉町130	木二

団地	戸数	建設年度	棟番号	住 所	構造
国 安 南	14	H 10		鳥取市国安110-1	木二
円 通 寺	6	H 16		鳥取市西円通寺65-1	簡二
小 計	211		(8団地)		
宇倍野第一	8	S 44	第一	鳥取市国府町町屋523-6	簡平
宇倍野第二	4	S 45	第二	鳥取市国府町麻生307-3	簡平
西 郷	4	S 44		鳥取市河原町中井97-2	簡平
ほきもと	6	S 59	59-1~3	鳥取市佐治町葛谷194番地12	木二
宝 木	12	H 7~8		鳥取市気高町下光元563番地1	木二
小 計	34		(5団地)		
合 計	243		(13団地)		